

高知県乳用牛群検定事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 3 高知県畜産再編総合対策事業費補助金交付要綱は廃止する。</p> <p>附 則 平成12年4月1日一部改正。</p> <p>附 則 平成13年4月1日一部改正。</p> <p>附 則 平成14年4月1日一部改正。</p> <p>附 則 この要綱は平成17年6月7日から施行し、平成17年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は平成18年4月14日から施行し、平成18年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 3 高知県畜産再編総合対策事業費補助金交付要綱は廃止する。</p> <p>附 則 平成12年4月1日一部改正。</p> <p>附 則 平成13年4月1日一部改正。</p> <p>附 則 平成14年4月1日一部改正。</p> <p>附 則 この要綱は平成17年6月7日から施行し、平成17年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は平成18年4月14日から施行し、平成18年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>